

平成20年12月2日（火曜日）

議 事 日 程

平成20年12月2日 午前9時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求める件
- 日程第4 議案第2号 平成20年度舟橋村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議案第3号 平成20年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第4号 平成19年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第7 議案第5号 平成19年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第8 議案第6号 平成19年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第9 議案第7号 平成19年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第10 議案第8号 平成19年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第11 議案第9号 平成19年度舟橋村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第12 議案第10号 字の区域の変更、廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

- 1番 野村信夫君
2番 明和善一郎君
3番 山崎知信君
4番 川崎和夫君
5番 竹島貴行君

6番 前原英石君
7番 嶋田富士夫君
8番 竹島ユリ子君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村長 金森勝雄君
副村長 古越邦男君
教育長 塩原勝君
総務課長 高畠宗明君
生活環境課長 笠田恵雄君
会計管理者 松本良樹君
代表監査委員 平野正君

職務のため出席した事務局職員

事務局長 吉田昭博

午前 9時00分 開会

開 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成20年12月舟橋村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 竹 島 貴 行 君

6番 前 原 英 石 君

を指名します。

会 期 の 決 定

議長（竹島ユリ子君） 日程第2 会期決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月3日までの2日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月3日審議終了までとすることに決定しました。

議 案 第 1 号 から 議 案 第 1 0 号 まで

議長（竹島ユリ子君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求める件、日程第4 議案第2号 平成20年度舟橋村一般会計補正予算（第6号）、日程第5 議案第3号 平成20年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第6 議案第4号 平成19年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第7 議案第5号 平成19年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第8 議案第6号

平成19年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第9 議案第7号 平成19年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第10 議案第8号 平成19年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第11 議案第9号 平成19年度舟橋村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第12 議案第10号 字の区域の変更、廃止についてまで10案件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ヨリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3 議案第1号から日程第12 議案第10号まで10案件の提案理由の説明を求めることに決定いたしました。

（提案理由の説明）

議長（竹島ヨリ子君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

本日ここに平成20年12月舟橋村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともご多忙の中ご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本日の定例議会に提出いたしました案件に先立ちまして、所信の一端を申し上げます。

はじめに、私の任期もいよいよ余すところあと1カ月に迫りました。過去4年間にわたり、議員の皆様並びに村民各位の温かいご理解とご協力によりまして、微力ではありますが、村政の進展に寄与できましたことは、まことに喜びにたえないところであり、深く感謝申し上げます。

今、過ぎし4カ年を振り返ってみますと、昨今の厳しい社会経済情勢のもとではありますが、行政改革の推進に取り組む一方、村民の皆さんが「舟橋村に住んで本当によかった」と実感できる安全・安心なむらづくりに努めてまいりました。

村長に就任させていただきました4年前は、県内では市町村合併が進むとともに、国では財政再建のため地方交付税の削減が始まっておりました。舟橋村が独立独歩の道を持続するためには、財政の健全化に加え、健全財政の堅持と一体化した村政運営に徹することがかなめでありました。そこで私は、議会やタウンミーティングなどを通して財政予測を説明し、厳しい財政状況下にあることをご理解いただいたのであります。

その後、ソフト事業を中心とする村政運営をしてまいりました結果、財政面にも余力ができて、懸案でありました小学校の増築・改修工事が今年7月に発注することができ、22年度には完成する運びとなった次第であります。

今後の課題には、村民の皆さんのニーズに合った独自性ある地域づくり、いわゆる住民・地域・行政が一体になった「協働型まちづくり」の確立であると考えております。これを推進するため、「コミュニティ振興交付金制度」の創設や「村民憲章」の制定、今年2月には富山大学と地域づくりに関する連携協定を締結いたしました。「協働型まちづくり」はまだ基礎を整えた段階にすぎませんが、村の活性化に向けた取り組みとして、その推進に鋭意努力を重ねているところであります。

現下は、国の地方分権改革や行財政改革の推進、住民ニーズの多様化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しております。このような中であって、舟橋村が次世代に誇りを持って引き継ぐことのできる緑豊かな美しい環境「自然・人・地域がきらめく」むら、そして活気に満ちた豊かなむらを創造し、さらなる躍進を果たすことができるよう、安全・安心な地域づくりの観点から広域行政にも取り組んでまいりたいと考えております。

来るべき村長選挙におきまして村民の多数のご支援を得られますならば、村政の発展のために新たなる決意と情熱を持って渾身の努力をいたす所存でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、新年度予算編成の指針について申し上げます。

国においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(骨太の方針2006)で示した歳出改革の3年目として、引き続き新たな改革に向けたこれまでの財政健全化の方針を今後とも継続していくこととしております。

一方、国と地方の関係では、双方のバランスを確保しつつ財政の健全化を進めることとし、地方財政については、地方団体の自助努力の促進のために、人件費、単独事業等の徹底した見直し等を行って地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することにしております。

また、これら歳出削減努力など、地方交付税の現行水準や地方の財政収支の状況、地方財源不足に係る最近の国による対応等を踏まえ適切に対処するものとしており、このことは、税収増やその他の財源の確保など、各自治体における財政力の強化がより一層求められているのであります。

このような中、サブプライムローンに端を発した米国発の世界的金融危機、国内では年金記録不備による老後の生活不安、さらには事故米不正規流通問題など、国内外においても多くの問題が発生しているところであります。

このような社会経済情勢の現状を乗り切るべく、総選挙と地方分権改革の動向を注視し、より慎重な見極めのもとに堅実な村政運営に当たっていかねばならないと思っている次第であります。

本村の財政見通しにつきまして、歳入面では人口増などに伴う村税収入の微増収が見込まれるものの、国の歳出抑制などに伴い、歳入で大きなウエートを占める地方交付税の伸びが見込まれず、依然として厳しい状況下にあると理解しております。

また、歳出面におきましても、扶助費や負担金・補助金及び交付金等の増加が見込まれることから、引き続き財源不足などが懸念されるところであります。

このような財政状況から、新年度予算編成に当たっては、経常経費の節減に努めるだけでなく、既存事業を大胆に見直すことを前提にいたしまして、義務的経費以外の経費については、前年度よりも3%以上削減すること、施策を厳正に選択することといたしまして、財源の重点的かつ効率的な配分による創意と工夫を凝らした予算編成に努めてまいりますので、議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第179条第1項により予算案件1件を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

議案第2号 平成20年度舟橋村一般会計補正予算(第6号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ4,091万6,000円を追加し、予算の総額を18億4,530万円とするものであります。

今回の補正の主なものは、重度心身障害者等医療費の増嵩に伴う扶助費480万円をはじめ、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金に伴う地域包括支援緊急対策事業といたしまして、デイサービスセンター送迎車購入費350万円、舟橋小学校ハイブリッド照明灯設置工事費173万2,000円、臨時保育士賃金230万円、保育所広域入所委託料220万円、中新川広域行政事務組合負担金1,395万円、舟橋会館調光操作卓改修工事費601万4,000円であります。

これに要する財源には、地方交付税3,931万5,000円、国庫補助金500万

円、県支出金 2 4 5 万 4 , 0 0 0 円、諸収入 1 , 3 9 5 万円などを充てております。

議案第 3 号 平成 2 0 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 1 , 6 7 6 万 3 , 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 億 8 , 1 0 9 万 6 , 0 0 0 円とするものであります。補正要因は、前期高齢者医療の見直しによる 7 0 歳から 7 4 歳の医療費自己負担増の凍結措置の延長等に伴うシステム改修委託料 2 9 万 4 , 0 0 0 円、一般療養給付費 1 , 6 4 4 万 2 , 0 0 0 円であります。これに要する財源には、療養給付費交付金 1 , 6 4 4 万 2 , 0 0 0 円、繰越金 3 2 万 1 , 0 0 0 円を充てております。

議案第 4 号 平成 1 9 年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、議案第 5 号 平成 1 9 年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 6 号 平成 1 9 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 7 号 平成 1 9 年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 8 号 平成 1 9 年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第 9 号 平成 1 9 年度舟橋村老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件の 6 議案につきましては、平成 1 9 年度の各会計別決算認定案件であります。地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

その概要につきましては、決算書の末尾に添付しております「実質収支に関する調書」及び「主要な施策の成果説明書」のとおりであります。監査委員の指摘事項につきましては真摯に受けとめ、厳しい財政環境の中、より経費節減を図り、健全な行財政運営に努めてまいり所存であります。

次に、議案第 1 0 号 字の区域の変更、廃止についてであります。

県単独農業農村整備事業舟橋樋田地区における土地改良事業の施行に伴い、字の区域に変更及び廃止を行う必要が生じたので、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により提案するものであります。

以上、簡単に提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

監 査 報 告

議長（竹島ユリ子君） ここで、平成19年度舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の監査報告を求めます。

代表監査委員 平野 正君。

代表監査委員（平野 正君） ただいまご指名を受けましたので、平成19年度舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算につきまして、ご報告を申し上げます。

決算審査は、去る10月23日及び24日の2日間にわたり、議会選出の嶋田議員さんとともに、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、舟橋村一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算並びに各種基金につきまして審査をいたしました。

内容は、先ほど村長が申し上げられた7項目の19年度の各決算の審査であります。

審査に当たって、各会計別決算書並びに決算付属資料などに基づき、関係諸帳簿、証拠書類などを照合し、関係職員の説明を求めるとともに、例月出納検査の結果を参考に審査をいたしました。

その結果、各会計別決算の決算計数は符合しており、適正かつ正確に処理されておりました。

審査の意見としては、当年度における村の財政状況は、地方交付税の見直しが一段落し、また税収が著しく伸びたことなどにより、老人保健事業特別会計を除く各特別会計の決算収支は実質収支が黒字となっていますが、昨今のサブプライムローン問題に端を発して、世界的金融危機など経済情勢の先行きについては不透明であり、今後の歳入面での見通しは難しく、本村の財政状況は依然として厳しい状況が続くと考えられるので、今後の財政運営に当たっては、村債発行の抑制、経常経費の節減に努め、限られた財源を有効に活用し、効率的な執行に一層努力されたい。

また、小学校の物品購入においては、過年度の一部で不適切な会計処理が認められたことはまことに遺憾であり、今後二度とこのようなことがないように、小学校のみならず舟橋村全体において物品の発注、納品の管理は一層厳重に行われたい。

また、平成5年以降設備された舟橋会館をはじめとする公共施設は、建築後10年を過ぎ、修理、補修が必要な箇所が見受けられるようになり、維持管理費の増嵩が懸念される。今後は、計画的な修繕、補修に努め、各施設の延命を図るよう努められたい。

及び村税については、徴収率が前年度を0.3%上回っており、その努力については評価するものの、保育料、水道料なども含めて引き続き徴収に鋭意努力されたい。特に

長期滞納者については、一段の督促と時効の中断など滞納処分を含めて適切に対応されたい。

健全財政を堅持するため、極力村債の発行を抑制するよう努められたいと思います。

以上、簡単ではありますが、決算の概要をご報告申し上げまして、決算審査の報告とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 監査報告が終わりました。

散 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前 9時23分 散会